

別添

**ソフトバンクモバイル株式会社から提出された
900MHz帯における終了促進措置に関する
四半期報告の概要**

**平成25年度第3四半期
(平成25年10月～12月)**

総務省

本概要は、ソフトバンクモバイル株式会社から提出された900MHz 帯における終了促進措置に関する四半期報告(平成 25 年 10 月～12 月)を抜粋したものです。

1 終了促進措置を実施した無線局数

1-1 RFID（免許局・登録局）

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
（平成24年度末までに4割の実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、総無線局8,588局（前四半期から131局増）のうち、協議を開始した無線局は8,588局（前四半期から131局増）、協議を開始していない無線局は0局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは8,168局（前四半期から155局増）、終了促進措置の実施が全て完了（認定開設者による対象免許人等又はメーカー等の業者への支払い及び対象免許人等による周波数移行の措置が完了している事）した無線局は1,925局（前四半期から1,129局増）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は309局（前四半期から43局増）です。前年度に目標としていた4割の実施完了については、3-4③に記載している課題により、具体的な移行方法の決定に時間を要しているため、本四半期までに実施完了した局数は、全体の26%（廃局となった局を含む）に留まっています。

なお、合意取得については、全体の9割程度取得しています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-4 RFID（免許局・登録局）との協議」参照。

なお、各都道府県における内訳は、次のとおりです。（無線局数については、無線局免許記載の事務所の所在地に計上しています。よって、実際の設置場所と数が一致しない場合があります。）

（平成25年12月末現在）

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済				廃止済	
	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	実施合意済		実施完了済		無線局数	免許人等数
					無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数		
北海道			125局	28	122局	25	24局	11	3局	3
青森県			18局	3	18局	3	10局	2		
岩手県			5局	4	4局	3	2局	2	1局	1
宮城県			69局	15	61局	10	50局	4	8局	5
秋田県			9局	4	8局	3	2局	1	1局	1
山形県			1局	1	1局	1				

福島県			5局	3	5局	3	1局	1		
茨城県			70局	12	44局	9	6局	5	26局	3
栃木県			12局	5	12局	4				1
群馬県			33局	10	20局	6	11局	2	4局	3
埼玉県			264局	23	253局	16	9局	6	10局	6
千葉県			149局	21	145局	19	32局	8	4局	2
東京都			4,220局	397	3,987局	308	789局	94	161局	81
神奈川県			272局	44	263局	34	78局	13	9局	10
山梨県			72局	6	65局	4	1局	1	7局	2
新潟県			45局	10	39局	6	4局	1	6局	4
長野県			53局	11	53局	11	5局	3		
富山県			25局	10	18局	6	12局	3	2局	2
石川県			20局	9	19局	8	6局	4	1局	1
福井県			25局	4	23局	3	15局	2	2局	1
岐阜県			33局	9	33局	8	6局	3		1
静岡県			97局	16	70局	12	20局	3	15局	3
愛知県			881局	55	866局	46	34局	9	15局	9
三重県			45局	8	45局	8	26局	5		
滋賀県			10局	5	9局	3	7局	1	1局	2
京都府			149局	26	148局	25	23局	5	1局	1
大阪府			1,275局	79	1,246局	63	595局	13	17局	14
兵庫県			145局	32	141局	27	57局	10	4局	5
奈良県			3局	3	2局	2			1局	1
和歌山県			10局	2	10局	2				
鳥取県										
島根県				1						1
岡山県			31局	11	27局	7	13局	3	4局	4
広島県			57局	9	57局	9	43局	3		
山口県			1局	2					1局	2
徳島県			2局	1	2局	1				
香川県			68局	5	68局	5	2局	2		
愛媛県			8局	2	8局	2	7局	1		
高知県										
福岡県			121局	21	117局	18	15局	4	4局	3
佐賀県			14局	2	14局	2				
長崎県			35局	5	35局	5	1局	1		
熊本県			33局	5	33局	5	16局	2		

大分県			38局	2	38局	2				
宮崎県			18局	4	18局	4	1局	1		
鹿児島県			2局	2	2局	2	1局	1		
沖縄県			20局	4	19局	3	1局	1	1局	1
全国			8,588局	931	8,168局	743	1,925局	231	309局	173

1-2 RFID（免許等不要局）

① 開設計画における記載概要

平成29年度末まで申出に基づいて順次対応。
（平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、問合せ及び協議の申入れ等により協議対象として認知した無線局は146,136局（前四半期から13,607局増）です。そのうち、協議を開始した無線局は144,078局（前四半期から23,909局増）、協議を開始していない無線局は2,058局（前四半期から10,302局減）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは46,299局（前四半期から37,236局増）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は9,943局（前四半期から3,529局増）となります。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-5 RFID（免許等不要局）との協議」参照。

（平成25年12月末現在）

無線局数	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	2,058局	144,078局	46,299局	9,943局

1-3 MCA 端末局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
(東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了)

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、総無線局281,219局(前四半期から5,829局増)のうち、協議を開始した無線局は258,168局(前四半期から4,929局増)、協議を開始していない無線局は92局(前四半期から22,059局減)です(注)。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは195,696局(前四半期から17,045局増)、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は106,688局(前四半期から50,457局増)、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は60,078局(前四半期から21,960局増)です。

MCA 端末局について、本年度中の終了促進措置の実施完了を目標としておりますが、本四半期までに実施完了した局数は、全体の67%(廃局となった局を含む)となっています。

注 本四半期より、協議を開始していない無線局のうち、協議をせずに無線局免許が廃止されたものは、下表欄外にその局数を記載しています。

※ 「①開設計画における記載概要」との関係について

開設計画の立案当時は、MCA 制御局側の周波数チャンネルを効率的に確保するため、アナログ端末局を優先的に周波数移行する計画を立案していました。しかし、開設計画の認定後に、MCA サービスを提供するMCA 制御局免許人との協議結果等から、必ずしもアナログ端末局を優先的に移行させることが、効率的とは限らないことが判明しました。そこで、移行開始当初より、特に、アナログ・デジタルの端末局の優先度合を区別せず、MCA 制御局免許人と合意した順序に従って移行を進めており、平成24年度末までに実施完了を目標としていた東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ端末局に相当する3割については、平成25年度第2四半期にデジタル端末局を含めて実施が完了しています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-6 MCA 端末局との協議」参照。

なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

(平成25年12月末現在)

地方局	協議開始前		協議開始済				廃止済			
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	実施合意済		無線局数	免許人数		
					無線局数	免許人数				
北海道	4局	2	16,007局	1,041	12,675局	801	10,957局	690	3,141局	238
東北	0局	2	13,580局	998	8,427局	524	5,901局	372	5,153局	473
関東	0局	7	73,353局	2407	57,889局	1,693	29,334局	1,028	15,203局	701
信越	0局	2	8,634局	576	5,463局	343	2,003局	147	3,104局	229
北陸	4局	1	6,017局	467	4,113局	303	2,561局	214	1,880局	162
東海	21局	3	36,784局	1,767	28,241局	1,282	13,749局	740	7,916局	450
近畿	0局	0	47,988局	2,016	37,115局	1,439	19,145局	864	10,466局	560
中国	24局	3	9,974局	588	6,119局	356	3,588局	229	3,612局	223
四国	0局	1	5,532局	407	2,914局	225	1,316局	116	2,611局	181
九州	20局	3	36,062局	2,249	30,273局	1,780	17,126局	1,181	5,228局	443
沖縄	19局	4	4,237局	355	2,467局	206	1,008局	92	1,764局	148
全国	92局	28	258,168局	12,871	195,696局	8,952	106,688局	5,673	60,078局	3,808

※上表以外に、協議開始前に廃局となった22,959局(1,365免許人)があります。

1-4 MCA制御局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、協議を開始した無線局は334局（前四半期から増減なし）、協議を開始していない無線局は0局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは129局（前四半期から増減なし）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は0局、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止することに合意し書面等による確認に至ったものは205局（前四半期から3局増）、廃止された無線局は35局（前四半期から8局増）です。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-7 MCA制御局との協議」参照。なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

A社デジタル（平成25年12月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済		廃止合意済	
	無線局数	無線局数	実施合意済 無線局数	実施完了済 無線局数	廃止済 無線局数
北海道		9局	9局		
東北		18局	18局		
関東		18局	18局		
信越		10局	10局		
北陸		4局	4局		
東海		16局	16局		
近畿		10局	10局		
中国		11局	11局		
四国		5局	5局		
九州		24局	24局		
沖縄		4局	4局		
全国		129局	129局		

A社アナログ（平成25年12月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
				実施完了済		
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		6局			6局	
東北		17局			17局	
関東		12局			12局	
信越		9局			9局	
北陸		4局			4局	
東海		11局			11局	
近畿		9局			9局	
中国		10局			10局	
四国		9局			9局	
九州		15局			15局	
沖縄		2局			2局	
全国		104局			104局	

B社アナログ（平成25年12月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
				実施完了済		
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		6局			6局	6局
東北		17局			17局	12局
関東		8局			8局	7局
信越		7局			7局	
北陸		4局			4局	2局
東海		14局			14局	1局
近畿		12局			12局	1局
中国		6局			6局	5局
四国		8局			8局	
九州		17局			17局	1局
沖縄		2局			2局	
全国		101局			101局	35局

2 終了促進措置の実施に要した費用

① 開設計画における記載概要

負担可能額：2,122.5億円

② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（取得費用・工事費用・プログラム費用）について、本四半期末における終了促進措置の実施に要した費用は、次のとおりです。

内 訳		本四半期	累計
RFID（パッシブ）	免許局・登録局	2,606百万円	5,150百万円
	免許等不要局	200百万円	440百万円
RFID（アクティブ）		360百万円	1,230百万円
MCA端末局		7,643百万円	25,974百万円
MCA制御局		376百万円	14,821百万円
合 計		11,185百万円	47,615百万円

※ MCA端末局の費用には、本四半期までに免許人等に対して負担した費用のほか、認定開設者が予め購入したMCA端末局の取得費用（約18.8万台）が含まれています。

※ 本四半期に対応するRFIDについて検収をした台数は4,755台となります。

※ RFID（パッシブ）の免許局・登録局と免許等不要局とを同時に工事した際の工事費用及びプログラム費用は、免許局・登録局に含まれています。

なお、上記以外の終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期は487百万円（累計1,493百万円）を支出しています。

3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

3-1 実施概要の周知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。

② 開設指針における規定事項

認定日から6月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること（開設指針第5項第4号(1)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期は、以下の周知に関する取り組みを実施しました。

特に、免許・登録が不要なRFID特定小電力無線局の所有者・占有者については、まず、所有者・占有者の特定が必要であるため、メーカー・納入業者を通じた特定も困難な案件を抽出し、重点的に周知活動を展開しました。

- ・平成25年10月より全国2,700店舗のソフトバンクショップ来店者に対して、RFID特定小電力無線局の所有者・占有者向けのリーフレットを設置しました。このリーフレットには、一般消費者向けの機器を中心に、重点的に周知活動が必要となる5社、20製品について、お問い合わせ先を含めて記載しています。
- ・平成25年10月末より、家電量販店及び弊社のお客様に対して、終了促進措置に関する取り組みを掲載したソフトバンクモバイル総合カタログを印刷し、家電量販店3,200店舗、ソフトバンクショップ2,700店舗等に設置しました。
- ・平成25年12月より、ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送しているすべてのお客様に対して、RFID特定小電力無線局の所有者・占有者向けのチラシを請求書に同封し発送しました。

本四半期において、上記取り組み等に対する問い合わせ件数は、累計488件となります。そのうち移行措置の必要があるものについてはメーカーを介して対応をしています。なお、当初は、メーカーの間には、端末個体の問題でのリコールと誤解されるという懸念及び920MHz帯対応機器も外観が同じ機種が多いためその販売に影響が出るという懸念があり、リーフレット等への掲載について難色を示されるケースも、少なからずありました。しかし、各メーカーを一覧で掲載する形式を採用したこと等により、むしろ、周波数移行のために一斉に製品交換が必要となることを

明示することとなり、メーカーのご快諾を頂戴して作成することができました。

上記の取り組みのほか、引き続き、弊社ホームページ及び他媒体での周知を実施する等、周知に向けた努力を継続、発展させていく予定です。

【参考】 平成25年度第2四半期までの実施状況

実施時期	実施概要
平成 24 年 3 月 29 日	終了促進措置に関するホームページを開設し、問い合わせ窓口を周知
平成 24 年 5 月 16 日～22 日	MCA 代理店向け説明会を全国で 11 回開催
平成 24 年 8 月 23 日	MCA 端末免許人、RFID 免許人・登録人及び RFID 特定小電力無線局の所有者・占有者に向けた通知文書をホームページに掲載
平成 24 年 8 月 27 日	MCA 端末局免許人向けに、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成し MCA 代理店に配備実施
平成 24 年 9 月 12 日～14 日	RFID 免許人・登録人及び RFID 特定小電力無線局の所有者・占有者に向けて、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成。自動認識総合展にて終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者への説明、チラシの配布を実施
平成 24 年 10 月 10 日	・弊社新商品発表会において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対して、説明等を実施 ・弊社メディア向け発行レターに終了促進措置について掲載
平成 24 年 11 月 8 日	弊社終了促進措置の特設サイトに「終了促進措置に関する会計・税務上の一般的な処理方法について」を掲載
平成 24 年 11 月 21 日	弊社企業サイト TOP ページに、終了促進措置の特設サイトへアクセスしやすくするため、専用のバナーを作成・設置
平成 25 年 1 月 29 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「終了促進措置に関するお知らせ 税務上の機器の処理方法について」を掲載
平成 25 年 1 月 31 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、「よくあるご質問と回答」を掲載
平成 25 年 2 月 1 日	平成 25 年 2 月 1 日 発売号の日経コミュニケーションに弊社の 900MHz 帯移行への取り組みに関する記事(「公開質問 ソフトバンクモバイルに聞く 900MHz 帯周波数の利用移行にはどのような作業が必要?」)が掲載
平成 25 年 2 月 13 日～14 日	大阪で開催された自動認識総合展に出展し、来場者への説明、RFID の終了促進措置に関するチラシの配布を実施
平成 25 年 2 月 14 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「リース利用時の

	ご案内」を掲載
平成 25 年 3 月 29 日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、予備機の取り扱いにおける周知事項で「MCA 機器・システム終了促進措置の内容変更」を掲載
平成 25 年 4 月 15 日	通情報ラベル社の新聞紙「流通&コンピュータ」にプラチナバンド移行への取り組みが掲載
平成 25 年 9 月 25 日～27 日	東京で開催された自動認識総合展にて出展し、来場者への説明、RFID 特定小電力無線局の所有者・占有者向けリーフレットの配布を実施

3-2 実施手順の通知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内（平成24年9月1日まで）に完了。

② 開設指針における規定事項

認定日から6か月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施手順をMCA制御局以外の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること（開設指針第5項第4号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期においては、新たに免許人等となった方は、いませんでしたので、通知文書の発送はしていません。

【参考】 本四半期以前の実施状況

MCA端末局免許人に対して、累計11,852件の通知文書を発送しました。

RFID免許人・登録人に対して、累計933件の通知文書を発送しました。

3-3 周知・通知の事前協議

① 開設計画における記載概要

R F I D製造業者等及びM C A制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

② 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施手順の通知の実施前に、R F I Dの無線局の無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（「製造業者等」）並びにM C A制御局の免許人との間で協議を行うこと（開設指針第5項第4号(3)）

③ 本四半期までの実施状況

平成24年度第2四半期までに実施を完了しました。

3-4 RFID（免許局・登録局）との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、931者（8,588局）と協議を開始し、そのうち743者（8,168局）について合意を得ています。なお、移行をせずに廃局された173者（309局）を含めると916者:98%（8,477局:99%）となります。合意後の移行実施状況については「1-1 RFID（免許局・登録局）」参照。

1. RFID（免許局・登録局）との協議

RFID（免許局・登録局）との協議については、下記に挙げた課題が発生していますが次のとおり対策を行い、平成26年3月完了を目指して協議を進めています。

(1) 契約締結に向けた対応・体制強化

RFID（免許局・登録局）は、機器への組込型等、仕様が免許人等ごとにカスタマイズされていたり、各種システムと連携したりすることも多く、このような場合には、個別の仕様に基づいた検討が必要になり、関係するメーカー等が多数存在することもあります。そのため、終了促進措置に関する契約プロセスにおいても、見積やスケジュールの提示を受け、関係各社を含めた調整を行うのに時間がかかる傾向にあります。本四半期には、リース案件への対応や契約業務にあたる要員を増員し、早期の合意形成、契約締結に向けて対応を行っています。

(2) 費用負担の範囲確定への対応

特注の設備、ソフトウェア改修、特殊仕様のタグ等の費用等については、弊社の想定を大きく上回る高額な見積が提示されることがありました。このような場合には、免許人等、納入業者との協議を重ね、費用の根拠を提示いただき、弊社購買部門の経験値や市場調査の実施結果等により精査し、妥当性を確認した上で、最終的に費用負担範囲を合意しています。

(3) スケジュール（業務停止不可等）調整への対応

工場の生産ライン等でRFIDを利用している場合、大型連休中等、生産ラインを停止できる機会が限られること、また、現行のRFIDシステムを新たに導入したばかりであること等により、早期の交換が困難となる事案が発生しています。これらの事案については、免許人等のご都合を確認しつつ、できる限り早期に移行完了していただくよう協議を進めています。

(4) メーカーによる新周波数機器の流通への対応

一部のメーカーにおいては、後継機種の開発・製造が遅れており、免許人等が希望する移行時期にあわせた納品が困難な状況にあります。弊社から依頼書を提出する等して、協議を進める中で、できる限り納品が間に合うように対応をしていただくようになってきています。また緊密な連携をとることで、納期の短縮等の改善をすべく、引き続き協議を進めています。

(5) 交換対象がリース物件である場合の対応

リース物件に関しては、リース会社を含めた合意形成が必要となる等、契約処理等が複雑となる傾向があり、協議に時間を要するケースがありますが、免許人等及びリース会社それぞれの事情を伺いながら、最適な処理方法を提案し、協議を進めています。

2. 合意書作成の検討について

電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）においては、終了促進措置の対象となる周波数を使用する特定基地局の免許の条件として、(a)終了促進措置が完了していることのほか、(b)終了促進措置が未了の場合において、終了促進措置（又は、終了促進措置によらない廃局もしくは周波数移行）及び特定基地局開設について、対象免許人等との間で合意が得られていることが挙げられています。

上記のとおり、やむを得ない事由により、弊社の開設計画の目標期限までに終了促進措置が完了しない可能性がある対象免許人等が存在することから、平成25年12月中旬より、上記のような対象免許人等との間で、終了促進措置を早期に完了すること、免許人等に影響を与えないこと等を前提に上記(b)のうち特定基地局の開設についての合意に向けた協議を開始しました。なお、開設計画の目標期限（平成26年3月）までに終了促進措置が完了しなかった免許人等についても、早期に終了促進措置を完了させることとしています。

また、当該合意に関する協議を開始するにあたっては、メーカーの業界団体であるJAISAとメーカー各社の協力の下、実証実験を行い、特定基地局が混信その他の妨害を与えない条件を検討しました。さらに、特定基地局開設の

合意を得るにあたっては、対象となる無線局の設置場所において、特定基地局電界強度の測定を実施し、必要に応じて、特定基地局の出力を抑えたり、発射角度を制限したりするなどの干渉防止の対策を行います。また、特定基地局開設後に、免許人等がご利用のRFID機器に影響を与える事が判明した場合は、該当特定基地局からの電波発射を一旦停止し、対応を検討します。このように、特定基地局が混信その他の妨害を与えない環境を整えた上で、対象となる免許人等との間で、特定基地局開設についての合意が得られるよう協議を進めています。

3-5 RFID（免許等不要局）との協議

① 開設計画における記載概要

申し出のあった特定小電力無線局のお客様に対し、免許局・登録局と同様の協議を実施

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、146,136局のうち144,078局と協議を開始し、そのうち46,299局について合意を得ています。RFID特定小電力無線局において、契約数ベースで協議開始済の約6割について実施合意済となっています。合意後の移行実施状況については「1-2 RFID（免許等不要局）」参照。一方で、契約締結に時間を要しているケースがでています。その要因としては、RFID（免許・登録局）とほぼ同様ですが、代表例としては、次のような事例が挙げられます。

- ① 平成26年4月の消費税増税前のRFID特定小電力無線局以外の駆け込み需要に対応するために、終了促進措置への人的リソースが不足し、協議自体が休止状態
- ② 機器開発の長期化
- ③ システムの継続利用が、未定となっている占有者・所有者との協議の長期化
弊社としては、関係者の状況を配慮する一方で、早期の移行完了を目指して、引き続き協議を重ねています。

RFID特定小電力無線局の所有者・占有者については、免許・登録が不要であるため、その連絡先等が網羅的に把握されておらず、3-1に記載のとおり、周知活動を行い、対象者からの連絡を受けている状況です。

弊社では、これに加え、対象者への連絡のために、メーカー・納入業者を通じて、納入先のエンドユーザーの特定を試みています。この場合、メーカー・納入業者等は、個人情報保護等の理由で弊社への所有者・占有者の連絡先情報の提供ができないケースが大半です。そのため、所有者・占有者と協議を直接行うことが困難であり、メーカー・納入業者を介して協議を進めています。

また、弊社の周知活動に応じてご連絡を頂くことや、技術基準適合認証・工事設計認証を取得されている企業様94社に対する弊社からのお問い合わせにより、移行協議が必要と確認できたメーカー42社と協議を進めております。

3-6 MCA 端末局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA 制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、12,871者（281,219局中258,168局）と協議を開始し、そのうち8,952者（195,696局）について合意を得ています。合意後の移行実施状況については「1-3 MCA 端末局」参照。

MCA 端末局との協議については、移行先となるMCA 制御局の全国サービス開始が平成25年6月になった関係の他に、下記に挙げた課題が発生していますが記載のとおり対策を行い、平成26年3月完了を目指して協議を進めています。

(1) 付属品の出荷遅れへの対応

前四半期より一部製品の出荷遅れが発生していましたが、免許人からの出荷指示書の早期取得、メーカーへの発注予定情報の早期展開、メーカーへの製造能力の強化要望等の対策を行い、平成25年12月末時点では、協議開始済の免許人に対して97%まで対応できる状況となりました。残りについても平成26年1月以降の工事工程に合わせた納品予定となっています。

(2) エリアの問題への対応

アナログMCA から移行した際、新デジタルMCA において利用するエリアが圏外となる場合には、免許人の要望に応じて他のソリューションも含めて協議を行い、期限内に終了できるよう協議を進めています。

(3) 交換対象がリース物件である場合の対応

リース物件に関しては、リース会社を含めた合意形成が必要となる等、契約処理等が複雑となる傾向があり、協議に時間を要するケースがありますが、免許人及びリース会社それぞれの事情を伺いながら、最適な処理方法を提案し、協議を進めています。

(4) 他のソリューション要望への対応

アナログMCA から新デジタルMCA への移行において、交換対象となる設備に後継機種が存在しない場合等においては、他のソリューションも含めた免許人の要望を踏まえた協議を行い、期限内に終了できるように進めてい

ます。

(5) スケジュール（免許人都合）不可への対応

移行作業の量・内容や免許人側の作業都合により期日内での完了が困難である等の免許人のご都合については、免許人のご都合やご要望を伺いつつ、個別の移行計画を立て直し、期限内に終了できるよう協議を進めています。

(6) 同意書等の書類不備への対応

代理店経由での同意書等の一連の契約書については、記入事項が多いため、記載事項や添付書類の不備等があり、事務処理手続に時間を要するケースが発生しており、逐次内容の確認を行い、免許人、代理店等に問合せを行うなどし書類不備について解消に努めています。

3-7 MCA制御局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

MCA制御局の免許人との間で、周知・通知の事前協議と同時に、当該免許人が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局とMCA制御局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(5)）

③ 本四半期までの実施状況

制御局免許人2者のうち、A社については、平成25年度第1四半期で新制御局の設置工事が全て終了し、全国で新旧周波数による併行運用を開始しました。

B社については、平成25年10月末に仙台、11月末に盛岡、一関、青森、12月末に福井、庄内の制御局がサービスを終了し、廃局しました。B社の制御局101局のうち廃止時期の合意を取れていなかった、鹿児島局、鹿児島西局、種子島局の3局については、平成26年3月末でサービスを終了する旨の合意書を平成25年12月16日に締結しました。

3-8 窓口の設置

① 開設計画における記載概要

認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に電話及びメールによる専用窓口を設置。

終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年7月までに約30名に増員。マニュアル等による社内研修を実施。

② 開設指針における規定事項

認定日から1月以内（平成24年4月1日まで）に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成30年3月30日まで設置すること（開設指針第5項第5号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

特になし

【参考】平成24年度第4四半期までの実施状況

平成24年3月30日に、以下のとおり、周波数移行に関する問い合わせ窓口（「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」）を設置し、運用を開始しました。

・問い合わせ先電話番号：0800-919-0900（通話料無料）

・問い合わせフォーム：<https://www.softbankmobile.co.jp/ja/stc/info/public/>

平成24年7月25日からは、問い合わせ窓口の24時間365日でのサポートを開始し、運用を行っています。

窓口の周知については、平成24年3月29日に、弊社ホームページにて実施しました。URL：<http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

900MHz周波数移行促進について

Migration to 900MHz Spectrum

当社は、トラフィック急増への対応やカバーエリアの充実および災害に強い通信網を構築するため、900MHz帯を使用する特定基地局の開設計画の申請を行い、総務大臣より当該開設計画の認定を受け、7月25日(水)からサービスを開始いたしました。当社が既に保有する電波帯と比較し、より効率よく広範囲までカバーできる「プラチナバンド」と呼ばれる900MHz帯を使用したモバイルネットワークを構築することで、高品質な通信環境の実現してまいります。

サービス拡大を行うための終了促進措置として、現在、905MHz～915MHz帯のMCA機器・システム、950MHz～958MHz帯のRFID機器・システムをご利用のお客さまは、新たに割り当てられた周波数帯域への移行が必要となります。

周波数帯域の移行(終了促進措置)に関する当社へのお問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口よりお願いいたします。

また、900MHz～905MHz帯および945MHz～950MHz帯を利用した当社通信サービスの提供開始に伴う、MCAおよびRFIDへの電波干渉に関するお問い合わせにつきましても、以下の「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」へお願いいたします。

電話・メールでのお問い合わせ

ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口

お問い合わせフォーム	900MHz周波数移行お問い合わせ窓口
Tel	0800-919-0900(通話料無料)

注意事項

また、弊社窓口開設後に、以下に示す総務省のチラシへ弊社窓口の問合せ先を記載していただき、周知を行いました。さらに、総務省ホームページから弊社ホームページへのリンクを貼りました。

- ・ M C A 端末局免許人向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full_ver.pdf
- ・ R F I D 免許人・登録人及び特定小電力無線局所有者・占有者向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full1_ver.pdf

4 対策・体制の整備に関する実施状況

4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。
- MCAやRFID関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。
- MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。
- MCAについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルMCAのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはMCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。

② 本四半期までの実施状況

平成24年度第4四半期までに実施を完了しました。

【参考】平成24年度第4四半期までの実施状況

<MCA・RFID共通>

移行促進に伴う現場対応マニュアルとして、移行促進マニュアルを平成24年3月30日に策定しました。

また、ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問合せ窓口における業務フロー及びお客様対応FAQを作成し、受付窓口業務における対応品質の平準化に努めるとともに、お客様対応FAQにつきましては、日々更新を実施して窓口対応品質の向上を実施しています。

<RFID>

当初、MCAと同様に免許人等に対して説明会を実施する予定でしたが、免許人等への説明会の実施を行うよりも個別対応を行うという方法へ変更することとしました。

<MCA>

平成24年5月16日から22日にかけて、全11地方総合通信局管内ごとにMCA代理店様向けの説明会を実施しました。弊社の開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、実施スケジュールと今後の進め方を説明し、代理店との意見交換を行いました。

平成24年度第2四半期においては、免許人との移行に関する合意を行うために、全

国のMCA代理店を訪問し、弊社の終了促進措置への協力をお願いするとともに、代理店の意向を確認しました。

平成24年度第4四半期においては、MCA端末局の終了促進措置において、現行周波数から新周波数への移行時に、一部のシステムにおいて新旧周波数による並行運用の必要性があることを確認し、アンテナ分配器を用いた連続運用を可能とする移行方法を導入することとしました。

開設計画において、弊社では新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続をすることによる移行を考えていましたが、制御局免許人との調整により、デュアル端末や回線制御装置の接続は難しいとの判断により、制御局免許人と決定した内容に沿って移行を進めています。

4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。
- 当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「RFID移行企画部」及び「MCA移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。

② 本四半期までの実施状況

本四半期において、前四半期の体制をもとに運用にあわせた組織変更・増員を行い、当該本部の人員については平成25年12月末時点で総勢551名体制と増強しています。

5 その他特記事項

特になし